

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和元年5月24日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

平成30年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

3 請願等審査

受理番号5 教科書採択に、各学校・教員の意見が反映されるよう改善を求める請願書

4 審議案件

教委第6号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域
並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第7号議案 第28期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第8号議案 横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に
関する意見の申出について

5 その他

令和元年5月24日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 5/17 本会議（第1日）正副議長選挙その他議会構成
- 5/21 こども青少年・教育委員会（初委員会）
- 5/23 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 5/10 戸部小学校創立140周年記念式典
- 5/15 第69回横浜市立中学校総合体育大会開会式

(2) 報告事項

- 平成30年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について
- 令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

3 その他

平成 30 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙 1）について、横浜市いじめ防止基本方針（別紙 2）の徹底（防止策：6-②）を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」の 3 つの視点で 30 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

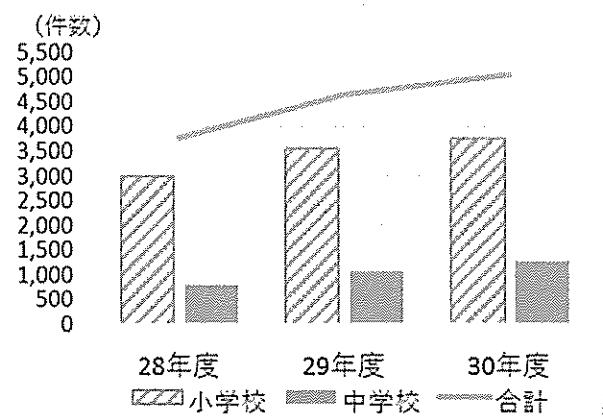
いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、30 年度のいじめ認知件数は、2 月までの暫定値ですが、前年度に比べ増加傾向（昨年同時期に比べると 13.2% 増加）にあります。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めています。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめ認知件数】（単位：件） ※30 年度は 2 月末までの暫定値

	28 年度	29 年度	※30 年度	前年度比
小学校	2,985	3,566	3,767	201
中学校	791	1,083	1,281	198
計	3,776	4,649	5,048	399



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①/方針：第 2 章 3、第 3 章 3）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、「『いじめ』根絶！横浜メソッド」やその増補版を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施するとともに、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

※ 「いじめ」根絶！横浜メソッド … 教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解

- ・校長への研修（6 月）多様な視点で児童生徒を見守る校内体制づくり
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等



いじめ重大事態の調査結果（公表版）の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（6 月 61 人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校）
- ・派遣研修の実践報告（1 月）

②「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(防止策：2-③、2-④、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③)/方針：第2章3、第3章1、第3章2、第3章3)

管理職と複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」の毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、12月のいじめ解決一斉キャンペーンでの全児童生徒を対象としたアンケート調査や、いじめが起きにくい学年や学級の風土づくり等、未然防止のための環境づくりや取組にも重点を置き、児童生徒の主体的な活動をはじめ、保護者との信頼関係の構築や地域、関係機関とも連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	289	68	2	9	9
月2～3回	43	39	0	0	1
週1回以上	8	39	0	0	2
計	340	146	2	9	12

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知（相談・報告の窓口）
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し 等

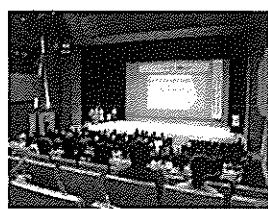
③児童生徒が主体的に取り組む「横浜子ども会議」等の実施

(防止策：1-①、4-①、8-③)/方針：第2章3、第3章3)

30年度の横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。

8月の「横浜子ども会議」区交流会では、中学校ブロック、高校での話合いや年間の取組について区ごとに集まり実践発表を行いました。

12月の「いじめ防止市民フォーラム」では、小・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行い、パネルディスカッションでは保護者、教職員も加わりそれぞれの視点から話し合いました。



●上郷中学校ブロック(上郷中・上郷小・庄戸小)の取組
「誰にとっても居心地のよい学校づくり」
・子どもサミットの開催、地区懇談会の開催、「本気のあいさつロード」の実施
・小・中学校、地域一体で、「みんなが笑顔で活気あるあいさつ」、「相談できる環境づくり」のあり方を検討

●ろう特別支援学校の取組
「日常の中で理解し合える関係づくり」
・高等部では生徒会を中心に、小中高連携に力を入れ、運動会や交歓給食などの関わりを大切にした取組を実施
・「相談しやすい環境」として、同級生だけでなく、先輩も後輩も関係なく相談をすることができる仲間づくりにつながった

●六ツ川中学校ブロック(六ツ川中・六ツ川小・六ツ川台小・六ツ川西小)の取組
「SNS・携帯電話・スマートの問題に保護者・地域と共に取り組む」
・スマート等のSNSの使用について、地域共通のルールを作り、家庭における約束づくりを推進
・学校、保護者、地域、児童生徒が協力し、安心して生活できる地域の基盤づくりを進める

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援 （防止策：5-①、5-③/方針：第2章3）

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。事案によっては、弁護士による法律相談を活用しています。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・相談数】 30年度実績

学校への直接支援回数	531回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	400回
電話による保護者等対応回数	545回
保護者との面談回数	232回

【学校担当指導主事による支援例】

学校からの連絡を受け、重篤ないじめ事案と判断した学校教育事務所の指導主事がSSWとともに、本人・保護者と直接会い、いじめの内容やつらい思いを聞いた。指導主事は学校に対し、速やかに調査することを指示。その調査の仕方を助言し、関係機関との連携構築を調整した。また、学校に対して、本人、保護者を入れたケース会議を定期的に行うよう提案するとともに、指導主事とSSWが会議に参加し、解決に向けて支援した。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

（防止策：5-②、5-④、6-①/方針：第2章3）

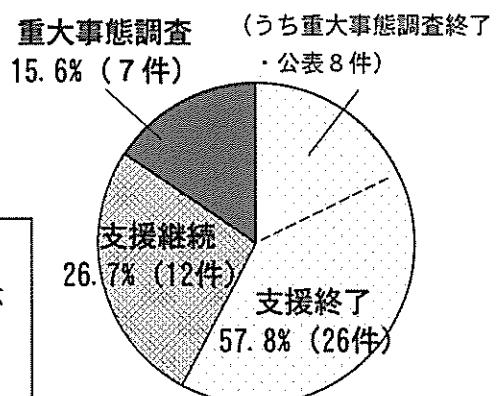
いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。30年度の緊急対応チーム指導主事の対応回数は増加傾向にありますが、緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行う困難な案件は減少傾向にあります。

【緊急対応チーム取扱件数】 30年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了※1	学校訪問※2
45件	26件	48件(延221回)

【緊急対応チーム取扱件数(45件)の内訳】



※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行19件(延83回)

【緊急対応チームによる支援例】

学校が保護者との対話が難しくなってしまった案件において、緊急対応チーム指導主事と学校教育事務所指導主事が学校に入り、助言する一方で、学校教育事務所のSSWが学校と十分打ち合わせの上、保護者と面談し、学校との信頼関係の再構築につなげ、いじめの解消に結び付けた。

③ スクールソーシャルワーカー (S S W) を活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

(防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②/方針：第2章3)

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるS S Wの積極的な活用を進めています。30年度は、正規職の統括S S Wを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当S S Wを人権教育・児童生徒課に配置することで支援体制の充実を図りました。また、地域で生活する子ども達を支えるために、社会福祉協議会や主任児童委員との連携を進めています。人材育成については、大学と包括的な協定締結に向け協議を開始しました。

S S Wが電話相談に応じる「学校生活あんしんダイヤル」は、開設時間を延長して対応した結果、相談件数が大幅に増加しました。今年度は、寄せられた様々な相談を分類・整理することで、保護者等への適切な対応に資するよう努めます。

【S S Wの支援対象人数】30年度実績（単位：人）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
458	168	16	17	659

※29年度：550人（109人増）

【S S Wのいじめへの対応状況】

29年度：54件（うち状況改善35件、支援中等19件）

30年度：48件（うち状況改善32件、支援中等16件）

【あんしんダイヤル相談件数】30年度実績（単位：件）

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
66	54	90	23	41	274

※29年度：182件（92件増）

【S S Wによる対応例（いじめによる不登校）】

保護者は学校に適切な対応を求めていたが、学校は保護者の主訴を「いじめの事実確認」と捉え、児童への対応に至らなかった。保護者の不満は増大し、あんしんダイヤルに入電。S S Wは、保護者と面談し、「安心して学校に通わせたい」との主訴を確認。学校に伝え、事実確認と並行して学習環境を調整したところ、児童は登校を再開した。

【S N Sを活用した相談窓口】

30年度は、県と協力して、無料通信アプリを活用したS N S相談を市内中学校5校、高等学校1校で試行実施した。相談者からは高い満足感が得られており、全校実施に向けた検討を行っていく。

3 再発防止にかかる仕組みづくり

① いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等

(防止策：6-④、7-①、7-②/方針：第2章2、第4章1)

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき「公表ガイドライン」を運用してきました。30年度は、調査報告がまとまった8件について、本ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

② 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり

(防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥/方針：第2章3、第3章2、第3章3)

教育委員会事務局内（各学校教育事務所、人権教育・児童生徒課）における相談記録の情報を共有するシステムの構築を30年度に完了し、今年4月から稼働しています。学校では、引き続き、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有していきます。今年度は共通の様式の検討も行っていきます。

③ 小学校高学年における一部教科分担制の推進

(防止策：1-④/方針：第2章3、第3章3)

30年度は「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教職員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を8校で実施しました。教員向けのアンケートからは、児童が学級担任以外の複数の教職員と日常的に接するようになり、相談を受ける機会が増える傾向が見受けられました。今年度は推進校を拡大しつつ、引き続き効果検証を行います。

■令和元年度 いじめの防止や早期解決に向けた主な取組

1 いじめ防止対策推進事業

横浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止や早期解決に向けた対策等の取組、いじめの重大事態等に関する調査を行います。また、いじめ防止に向けた取組が家庭や地域に周知されるよう、市民に向けた啓発活動を行います。

- ・いじめ重大事態等調査（重大事態調査、いじめ問題専門委員会開催）
- ・いじめ問題対策連絡協議会開催（関係機関の連携促進、いじめ防止市民フォーラム）
- ・いじめ問題等の解決のための専門家派遣
- ・いじめ未然防止の取組、啓発等（保護者向けネット利用リーフレット、いじめ防止啓発月間・横浜子ども会議の取組支援）
- ・児童生徒記録管理システムの運用保守（事務局内で児童生徒に関する記録を一元管理）

2 教育相談事業

いじめや不登校、友人関係、学習、進路等、学校生活等における困り事に対し、「一般教育相談」、「いじめ110番」、「専門相談」において、専門の相談員が相談に応じます。また、相談窓口を掲載した「相談カード」や「子育てに関する保護者向けリーフレット」を配布し、相談窓口の周知と活用を図ります。

3 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業【拡充】

学校における、多様化する課題の解消を図るためSSWを配置し、校内体制の構築や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援します。今年度は、学校がより身近に相談できる体制の構築を目指して拡充(24人→32人)を図り、区担当18人、高校担当1人、特別支援学校担当1人に加え、平成30年度から試行している中学校ブロック配置型SSWを4人から12人に増員します。中学校ブロック配置型SSWは、1人につき3中学校ブロックを定期的に訪問し、学校にとってより利便性の高い支援を行います。

4 人権教育推進事業

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、教職員研修を推進するとともに、様々な人権課題に対する児童生徒の人権感覚、意識を育成する人権教育を推進します。

5 小学校高学年における一部教科分担制の推進

小学校高学年の学年経営を強化するために、複数の教員が教科を分担して指導を行う一部教科分担制を導入し、学級の壁を越えたきめ細かな児童指導やチームによる効果的な学年経営の在り方を研究するとともに、効果の検証を実施します。

6 児童支援専任教諭配置に伴う後補充非常勤職員の常勤化

いじめや不登校、発達上の課題など、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるため、全校に配置している児童支援専任教諭が役割を充分に果たせるよう、後補充非常勤の常勤化を50人増やしますが、そのうち20人は、国庫負担が入る定数を超えて市単で教職員配置を拡充します。（平成30年度：90校→令和元年度：140校（50増））

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1 児童理解	<ul style="list-style-type: none"> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2 校内児童生徒支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3 保護者との関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6 いじめ調査方法のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7 調査結果の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8 いじめの定義の理解	<ul style="list-style-type: none"> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信

○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめ防止に向けた方針	
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置	
3 教育委員会の取組	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価、学校運営改善の実施	
4 市長部局の取組	
5 いじめ防止対策の点検・見直し	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方	
(1) 策定意義	
(2) 内容	
(3) その他	
2 学校の組織づくり	
(1) 未然防止	
(2) 早期発見・事案対処	
(3) 取組の検証	
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化	
(1) いじめの防止	
(2) 早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) いじめの解消	
(5) 特に配慮が必要な児童生徒	
(6) 学校運営協議会等の活用	
第4章 重大事態への対処	
1 重大事態の発生と調査	
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の判断	
(3) 重大事態の報告	
(4) 調査の趣旨及び調査主体	
(5) 調査を行うための組織	
(6) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(7) その他留意事項	
(8) 調査結果の提供及び報告	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う機関の設置	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	

令和2年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

1 募集定員、志願等

	横浜サイエンスプロンティア高等学校附属中学校	南高等学校附属中学校
募集定員	80名（男女各40名）	160名（男女おおむね各80名）
志願資格	小学校等を卒業見込み又は修了見込みの者で、保護者とともに横浜市内に住所を有する者とする。（教育長より入学志願資格承認を得た者を含む。）	小学校等を卒業見込み又は修了見込みの者で、保護者とともに神奈川県内に住所を有する者とする。（教育長より入学志願資格承認を得た者を含む。）
通学区域 (学区)	横浜市内全域	横浜市内全域 学区外の合格者は、募集定員の30パーセントの範囲内とする。

2 日程等について

志願受付期間	適性検査	合格発表
令和2年1月7日（火）から 1月9日（木）まで	令和2年2月3日（月）	令和2年2月10日（月）

3 横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の募集及び決定に関する要項の公表について

5月24日（金）に記者発表及び高校教育課のホームページにて公表

4 適性検査について

種類	時間	横浜サイエンスプロンティア高等学校附属中学校	南高等学校附属中学校
適性検査 I	45分	文章・図・表やデータなど与えられた資料を的確に読み解き、課題をとらえて適切に表現する力をみる。	
適性検査 II	45分	与えられた情報を科学的・数理的にとらえ、分析力や思考力、判断力などを生かして課題を解決する力をみる。	自然科学的な問題や数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し的確に表現する力をみる。

5 横浜市立高等学校附属中学校 学校説明会について

	横浜サイエンスプロンティア高等学校附属中学校	南高等学校附属中学校
1	令和元年7月20日（土）午前2回、午後1回	令和元年7月25日（木）南公会堂2回
2	令和元年7月21日（日）午前2回、午後1回	令和元年7月27日（土）関内ホール2回

令和2年度

**横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の
入学者の募集及び決定に関する要項**

令和元年5月

横浜市教育委員会

目次

令和2年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の 入学者の募集及び決定に関する日程	2
令和2年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の 入学者の募集及び決定に関する要項	3
1 募集定員、志願等	3
(1) 募集定員	
(2) 志願資格	
(3) 通学区域	
(4) 志願手続	
(5) 受検票の郵送	
2 検査の方法等	4
(1) 検査	
(2) 検査日時等	
(3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い	
(4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い	
(5) 資料が整わない受検者についての取扱い	
(6) 合格者の決定及び合格発表期日	
(7) 繰上げ合格	
3 教育長の承認	5
(1) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者	
(2) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者の手続	
(3) 承認申請期間、受付時間及び提出先	
(4) 承認書の交付	
4 入学手続等	6
(1) 入学許可	
(2) 入学許可の取消し	
(3) 入学手続	
(4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し	
(5) 入学辞退の手続	
(6) 繰上げ合格者の入学手続	
5 その他	6
(1) 志願取消の手続	
(2) 志願状況等の問合せ対応	
(3) その他	
〈様式等〉	7

令和2年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集
及び決定に関する日程

令和元年12月			令和2年1月			令和2年2月		
1	日		1	水	元旦	1	土	
2	月	志願資格承認 申請期間	2	木		2	日	
3	火		3	金		3	月	適性検査
4	水		4	土		4	火	
5	木		5	日		5	水	
6	金		6	月	志願資格承認書交付	6	木	
7	土		7	火	志願受付期間	7	金	
8	日		8	水		8	土	
9	月		9	木	↓	9	日	
10	火		10	金		10	月	合格発表 繰上げ合格 入学手続 入学手続
11	水		11	土		11	火	建国記念の日
12	木		12	日		12	水	
13	金	↓	13	月	成人の日	13	木	
14	土		14	火		14	金	
15	日		15	水		15	土	
16	月		16	木	受検票交付期間	16	日	
17	火		17	金		17	月	
18	水		18	土		18	火	
19	木		19	日		19	水	
20	金		20	月		20	木	
21	土		21	火		21	金	↓
22	日		22	水		22	土	
23	月		23	木	↓	23	日	
24	火		24	金		24	月	
25	水		25	土		25	火	
26	木		26	日		26	水	
27	金		27	月		27	木	
28	土		28	火		28	金	
29	日		29	水		29	土	
30	月		30	木				
31	火		31	金				

令和2年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の 入学者の募集及び決定に関する要項

令和2年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定は、次のとおりとする。

1 募集定員、志願等

(1) 募集定員

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校 80名（男女 各40名）

(2) 志願資格

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が横浜市内に住所を有する者とする。

ただし、後記③(1)に定める横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、横浜市内に住所を有する者とみなす。

ア 小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）を令和2年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和2年3月31日までに修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における6年の課程を令和2年3月31日までに修了する見込みの者

(3) 通学区域

通学区域（以下「学区」という。）は、横浜市内全域とする。

(4) 志願手続

ア 他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定者の志願は認めない。

イ 志願者は、「入学願書（第1号様式）」及び「調査書（第2号様式）」を、受検票返送用封筒とともに所定の封筒に入れて、附属中学校の校長（以下「附属中学校長」という。）に簡易書留により郵送しなければならない。なお、一度郵送された出願書類等は、いかなる事情があっても返還しない。

ウ 志願者は、横浜市教育委員会が別に定める入学選考手数料を、市が指定する金融機関において事前に納付し、その収入済証明書を入学願書に貼付する。なお、一度納入された入学選考手数料は、いかなる事情があっても返還しない。

エ 入学志願資格について、教育長の承認を受けた場合、志願の際には「入学志願資格承認書（第4号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

オ 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者（以下「海外からの移住者等」という。）を保護者とする志願者（前記(2)に該当する者であって、かつ、原則として、令和2年2月1日現在で移住後又は引き揚げ後3年以内の者）のうち受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第5号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

カ 障害等のある志願者のうち、受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「受検方法等申請書（第6号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

キ 受付期間は、令和2年1月7日（火）から1月9日（木）までとする。（当該期間内の消印有効。）

(5) 受検票の郵送

ア 附属中学校長は、郵送された入学願書等の内容を速やかに審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票の受付確認印欄に押印し、簡易書留により志願者に受検票を郵送する。

イ 受検票は、令和2年1月23日（木）までに到着するよう志願者に郵送する。

2 検査の方法等

(1) 検査

附属中学校長は、適性検査を行う。

(2) 検査日時等

適性検査は、令和2年2月3日（月）に行う。検査会場は、附属中学校とする。ただし、志願者数により会場を追加・変更する場合がある。また、内容及び時間は、次のとおりとする。なお、志願者に郵送する受検票に、検査会場及び集合時間を明記する。

内 容	時 間	所要時間
集 合	8：35	—
検査についての注意	8：40～8：50	10分
適 性 検 査 I	9：00～9：45	45分
適 性 検 査 II	10：15～11：00	45分
連 絡	11：05～11：10	5分

*適性検査I：文章・図・表やデータなど与えられた資料を的確に読み解き、課題をとらえて適切に表現する力をみる。

適性検査II：与えられた情報を科学的・数理的にとらえ、分析力や思考力、判断力を生かして課題を解決する力をみる。

(3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

海外からの移住者等を保護者とする受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の方法とする。ただし、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第5号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

(4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い

障害等のある受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の取扱いとする。ただし、「受検方法等申請書（第6号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

(5) 資料が整わない受検者についての取扱い

資料が整わない受検者については、適性検査や、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

(6) 合格者の決定及び合格発表期日

ア 合格者の決定

附属中学校長は、適性検査の結果及び志願者が提出した「調査書（第2号様式）」による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から男女各40名を合格者として決定する。

イ 合格発表期日

附属中学校長は、令和2年2月10日（月）午前10時に、合格者の受検番号を校内に掲示するとともに、同校が管理するホームページに掲載する。

ウ 合格通知書

附属中学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

(7) 線上げ合格

ア 附属中学校長は、合格者の発表後令和2年2月21日（金）午後3時までの間に、後記4(4)及び(5)等の事由により募集定員に欠員が生じた場合は、当初の合格者に加えて合格者を決定する。（以下、「線上げ合格者」という。）

イ 線上げ合格者については、前記(6)アによる選考結果の当初の合格者の次の順位の者から順にあらかじめ定める者の中から、本人の意思を確認した上で決定する。

3 教育長の承認

前記1(4)エに定める教育長の承認を必要とする者及び手続については、次のとおりとする。

(1) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者

- ア 横浜市外から横浜市内に転居予定の者（志願者及び保護者が令和2年4月1日までに横浜市内に居住する予定の者）
- イ その他、特別な事情があると教育長が認める者

(2) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者の手続

前記(1)に該当する者は、「入学志願資格承認申請書（第3号様式）」に、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記(1)アに該当する者

- (7) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類又はその写し
 - a 家屋の登記簿謄本または、登記事項証明書
 - b 建築確認済証、建築確認申請台帳記載証明書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか
 - c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
 - d 家主との契約書（契約予定を含む。）
 - e その他、転居の事実を証明できるもの
- (イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の「念書（第7号様式）」
- (ウ) 前記(7)の書類の所有名義人又は貸借名義人が志願者の保護者でない場合は、いずれかの名義人による「同居同意書（第8号様式）」

イ 前記(1)イに該当する者

その事実を証明できるもの

(3) 承認申請期間、受付時間及び提出先

承認申請期間	受付時間	提出先
令和元年 12月 2日（月）から 12月 13日（金）まで (土曜日、日曜日を除く。)	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで	横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部高校教育課 (関内駅前第一ビル5階) 横浜市中区真砂町2-12 TEL 045-671-3743

*なお、教育長は必要があると認める場合、承認申請期間以降であっても、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、令和2年1月9日（木）の午前中までは、承認申請を受け付ける。

(4) 承認書の交付

教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、「入学志願資格承認書（第4号様式）」を交付する。

4 入学手続等

(1) 入学許可

入学の許可は、合格者に附属中学校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 入学許可の取消し

附属中学校長は、志願又は入学者決定のための適性検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとする。また、入学許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学手続

合格者は、令和2年2月10日（月）午前10時から午後5時まで及び2月11日（火・祝）午前9時から午後3時までに、別に定める誓約書を附属中学校長に提出しなければならない。

(4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し

附属中学校長は、前記(3)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(5) 入学辞退の手続

合格者が合格発表後に入学を辞退する場合は、「入学辞退届（第9号様式）」を、速やかに附属中学校長へ提出しなければならない。

(6) 線上げ合格者の入学手続

線上げ合格者は合格通知書受領後、速やかに前記(3)に定める入学手続を行う。

5 その他

(1) 志願取消の手続

志願者が合格発表前に志願を取り消す場合は、「志願取消届（第10号様式）」を速やかに附属中学校長に提出しなければならない。

(2) 志願状況等の問合せ対応

附属中学校長は、この要項において定める場合のほか、志願者数、合格者名等の入学者の募集及び決定に関する問合せには一切応じないものとする。

(3) その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

受検番号	※
令和2年度 入学願書	
(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)	
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校長 貴校に入学を志願します。	
令和2年1月 日	
氏 名	性別
生年月日	平成 年 月 日
現住所(転居予定の場合、転居先住所を合わせて記入すること) 〒	
志願者	(土・日・祝日も含め必ず連絡が取れる番号を記入すること。複数記入可) 連絡先 電話番号
在籍学校名	立 学校
氏 名	
保護者	現住所(志願者と保護者の現住所が同じ場合は「志願者に同じ」と記入すること)

<記入上の注意>

- ※印欄には記入しないこと。
- 貼付する写真は、入学願書と受検票に同じものを使用すること。
写真裏面に志願者の氏名と在籍学校名を記入し、金面にのり付けをすること。
- 性別の欄は、男女いずれかの字句を記入すること。
- 指定の捺印欄で入学選考手数料を納付し、取入済証明書を願書の裏面貼付欄にしっかりとのり付けをすること。

受検番号	※
令和2年度 受検票	
(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)	
写真	※ 受付確認印
正面上半身脱帽 縦4cm・横3cm 提出前3か月以内に 撮影したもの 白黒・カラーいずれも可	
志願者	氏名
プリガナ	
検査会場	※
集合時間	令和2年2月3日(月) 8時35分
持ち物	受検票 筆記用具

(入學選考手數科收入清証明書 貼付標籤)

受検番号	※
------	---

調査書

志願先	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校
-----	----------------------------

(注)

- ① 「各教科の学習の記録」の「第5学年」の欄へは、「児童指導要録」の各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ② 「各教科の学習の記録」の「第6学年」の欄へは、第6学年の4月から12月までを対象とした評価を行い、各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ③ 現在籍校への入学等の欄は、現在籍校に入学または転編入学した年月等を記入する。
入学・転入学・編入学のいずれかの□に✓印を記入し、転入学、編入学についてはその学年を記入する。
- ④ 誤記訂正の場合は、誤記載箇所に二重線を引き「記載者氏名」横に押印した印と同じ印を用いて押印する。
- ⑤ ※の欄には記入しない。

学籍の記録	フリガナ				性別
	児童氏名				
	生年月日	平成	年	月	日
	現住所				
	現在籍校への入学等	□ 入学 平成・令和 年 月	□ 第 学年 転入学 □ 第 学年 編入学		
	卒業	令和 年 月	卒業(修了)見込		

各教科の学習の記録									
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育
第5学年									
第6学年									

記載者氏名

㊞

上記記載事項に相違ありません。

また、当該児童が他の公立の中等教育学校または併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。

令和 年 月 日
学校住所 〒

学 校 名

電 話 番 号

校 長 氏 名

印

入学志願資格受付番号 ※

入学志願資格承認申請書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

次の事情により、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校への志願について、入学志願資格承認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所(転居予定先)等

志願者	氏名	現住所
	生年月日 平成 年 月 日	転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
保護者	父 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
保護者	母 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
		現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)

2 在籍学校名 立 学校

3 申請に関する事由(具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

[学校長の副申欄]

本校在籍の志願者 _____ の横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育の中学校に志願しないことを証明します。(特別な事情がある場合には以下に具体的に記入してください。欄が足りない場合は別紙添付可。)
(記入欄)

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

※ 提示又は 添付書類	1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等	2 念書(第7号様式)
	3 同居同意書(第8号様式)	4 その他()

(注1) この申請書は、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校へ志願しようとする者で、かつ教育長の承認(入学志願資格)を必要とする者が提出すること。

(注2) ※印の欄には記入しない。

入学志願資格承認書
(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

_____様

横浜市教育委員会教育長 印

令和2年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の志願資格について承認します。

(注)この承認書を、入学願書を郵送する際に同封すること。

海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の
1(4)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 帰国（入国）後の状況（具体的に記入してください。）

帰国（入国）年月日	年 月 日	帰国（入国）前の国名	
帰国（入国）後の編入学校名			
帰国（入国）後の編入学年			

2 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書きで記入してください。）

[Large empty box for writing responses to item 2.]

3 申請理由（具体的に記入してください。）

[Large empty box for writing reasons for application.]

4 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

（申請内容について追加することがあれば記入してください。）

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

所 在 地

電 話 番 号

印

受検方法等申請書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の1(4)カに規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書きで記入してください。）

2 申請理由（具体的に記入してください。）

車椅子使用の有無（該当する方に○印をつけてください。）

有 無

3 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

（申請内容について追加することがあれば記入してください。）

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

第7号様式

念 嘲

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

令和 年 月 日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校への入学を辞退します。

転居先住所 _____

第8号様式

同 居 同 意 書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

私、 _____ は、令和 年 月 日より、志願者 _____ 及び
その保護者 _____ と同居することに同意しています。

住所 _____

氏名 _____ 印

第9号様式

入 学 辞 退 届
(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校長

受検番号 _____ 番

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

入学を辞退します。

第10号様式

志 願 取 消 届
(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校長

受検番号 _____ 番

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

志願を取り消します。

横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 高校教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3743

FAX 045-640-1866

令和2年度

**横浜市立南高等学校附属中学校の
入学者の募集及び決定に関する要項**

令和元年5月

横浜市教育委員会

目次

令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する日程	2
令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項	3
1 募集定員、志願等	3
(1) 募集定員	
(2) 志願資格	
(3) 通学区域	
(4) 志願手続	
(5) 受検票の郵送	
2 検査の方法等	4
(1) 検査	
(2) 検査日時等	
(3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い	
(4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い	
(5) 資料が整わない受検者についての取扱い	
(6) 合格者の決定及び合格発表期日	
(7) 繰上げ合格	
3 教育長の承認	5
(1) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者	
(2) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者の手続	
(3) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者	
(4) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者の手続	
(5) 承認申請期間、受付時間及び提出先	
(6) 承認書・通知書の交付	
4 入学手続等	6
(1) 入学許可	
(2) 入学許可の取消し	
(3) 入学手続	
(4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し	
(5) 入学辞退の手続	
(6) 繰上げ合格者の入学手続	
5 その他	6
(1) 志願取消の手続	
(2) 志願状況等の問合せ対応	
(3) その他	
〈様式等〉	7

令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する日程

令和元年12月			令和2年1月			令和2年2月		
1	日		1	水	元旦	1	土	
2	月	志願資格承認申請期間 学区確認申請期間	2	木		2	日	
3	火		3	金		3	月	適性検査
4	水		4	土		4	火	
5	木		5	日		5	水	
6	金		6	月	志願資格承認書・学区確 認結果通知書交付	6	木	
7	土		7	火	志願受付期間	7	金	
8	日		8	水		8	土	
9	月		9	木	↓	9	日	
10	火		10	金		10	月	合格発表 繰上げ合格 入学手続 入学手続
11	水		11	土		11	火	↓ 建国記念の日
12	木		12	日		12	水	
13	金	↓	13	月	成人の日	13	木	
14	土		14	火		14	金	
15	日		15	水		15	土	
16	月		16	木	受検票交付期間	16	日	
17	火		17	金		17	月	
18	水		18	土		18	火	
19	木		19	日		19	水	
20	金		20	月		20	木	
21	土		21	火		21	金	↓
22	日		22	水		22	土	
23	月		23	木	↓	23	日	
24	火		24	金		24	月	
25	水		25	土		25	火	
26	木		26	日		26	水	
27	金		27	月		27	木	
28	土		28	火		28	金	
29	日		29	水		29	土	
30	月		30	木				
31	火		31	金				

令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項

令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定は、次のとおりとする。

1 募集定員、志願等

(1) 募集定員

横浜市立南高等学校附属中学校 160名（男女 おおむね各 80名）

(2) 志願資格

横浜市立南高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が神奈川県内に住所を有する者とする。

ただし、後記3(1)に定める横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

ア 小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）

を令和2年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和2年3月31日までに修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における6年の課程を令和2年3月31日までに修了する見込みの者

(3) 通学区域

ア 通学区域（以下「学区」という。）は、横浜市内全域とする。

イ 現に在籍している小学校等の校長の同意を得たもので、附属中学校の校長（以下「附属中学校長」という。）が入学を認めた場合には、学区外から就学することができる。この場合において入学を許可される者の数は、募集定員の30パーセントの範囲内とする。

(4) 志願手続

ア 他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定者の志願は認めない。

イ 志願者は、「入学願書（第1号様式）」及び「調査書（第2号様式）」を、受検票返送用封筒とともに所定の封筒に入れて、附属中学校長に簡易書留により郵送しなければならない。なお、一度郵送された出願書類等は、いかなる事情があっても返還しない。

ウ 志願者は、横浜市教育委員会が別に定める入学選考手数料を、市が指定する金融機関において事前に納付し、その収入済証明書を入学願書に貼付する。なお、一度納入された入学選考手数料は、いかなる事情があっても返還しない。

エ 入学志願資格について、教育長の承認を受けた場合、志願の際には「入学志願資格承認書及び学区確認結果通知書（第4号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

オ 学区確認について、教育長の承認を受けた場合、志願の際には「学区確認結果通知書（第6号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

カ 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者（以下「海外からの移住者等」という。）を保護者とする志願者（前記(2)に該当する者であって、かつ、原則として、令和2年2月1日現在で移住後又は引き揚げ後3年以内の者）のうち受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第7号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

キ 障害等のある志願者のうち、受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「受検方法等申請書（第8号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

ク 受付期間は、令和2年1月7日（火）から1月9日（木）までとする。（当該期間内の消印有効。）

(5) 受検票の郵送

ア 附属中学校長は、郵送された入学願書等の内容を速やかに審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票の受付確認印欄に押印し、簡易書留により志願者に受検票を郵送する。

イ 受検票は、令和2年1月23日（木）までに到着するよう志願者に郵送する。

2 検査の方法等

(1) 検査

附属中学校長は、適性検査を行う。

(2) 検査日時等

適性検査は、令和2年2月3日（月）に行う。検査会場は、附属中学校とする。ただし、志願者数により会場を追加・変更する場合がある。また、内容及び時間は、次のとおりとする。なお、志願者に郵送する受検票に、検査会場及び集合時間を明記する。

内 容	時 間	所要時間
集 合	8 : 35	—
検査についての注意	8 : 40 ~ 8 : 50	10分
適 性 検 査 I	9 : 00 ~ 9 : 45	45分
適 性 検 査 II	10 : 15 ~ 11 : 00	45分
連 絡	11 : 05 ~ 11 : 10	5分

*適性検査I：文章・図・表やデータなど与えられた資料を的確に読み解き、課題をとらえて適切に表現する力をみる。

適性検査II：自然科学的な問題や数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し的確に表現する力をみる。

(3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

海外からの移住者等を保護者とする受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の方法とする。ただし、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第7号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

(4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い

障害等のある受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の取扱いとする。ただし、「受検方法等申請書（第8号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

(5) 資料が整わない受検者についての取扱い

資料が整わない受検者については、適性検査や、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

(6) 合格者の決定及び合格発表期日

ア 合格者の決定

附属中学校長は、適性検査の結果及び志願者が提出した「調査書（第2号様式）」による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から男女おむね各80名を合格者として決定する。

イ 合格発表期日

附属中学校長は、令和2年2月10日（月）午前10時に、合格者の受検番号を校内に掲示するとともに、同校が管理するホームページに掲載する。

ウ 合格通知書

附属中学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

(7) 線上げ合格

ア 附属中学校長は、合格者の発表後令和2年2月21日（金）午後3時までの間に、後記4(4)及び(5)等の事由により募集定員に欠員が生じた場合は、当初の合格者に加えて合格者を決定する。（以下、「線上げ合格者」という。）

イ 線上げ合格者については、前記(6)アによる選考結果の当初の合格者の次の順位の者から順にあらかじめ定める者の中から、本人の意思を確認した上で決定する。

3 教育長の承認

前記1(4)エ及びオに定める教育長の承認を必要とする者及び手続については、次のとおりとする。

(1) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者

ア 県外から神奈川県内に転居予定の者（志願者及び保護者が令和2年4月1日までに県内に居住する予定の者）

イ その他、特別な事情があると教育長が認める者

(2) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者の手続

前記(1)に該当する者は、「入学志願資格承認及び学区確認申請書（第3号様式）」に、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記(1)アに該当する者

(ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類又はその写し

a 家屋の登記簿謄本または、登記事項証明書

b 建築確認済証、建築確認申請台帳記載証明書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか

c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書

d 家主との契約書（契約予定を含む。）

e その他、転居の事実を証明できるもの

(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の「念書（第9号様式）」

(ウ) 前記(7)の書類の所有名義人又は賃借名義人が志願者の保護者でない場合は、いずれかの名義人による「同居同意書（第10号様式）」

イ 前記(1)イに該当する者

その事実を証明できるもの

(3) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者

ア 県内での転居予定の者（志願者及び保護者が令和2年4月1日までに横浜市内から市外又は市外から市内に転居する予定の者。ただし、市内から市内又は市外から市外での転居予定である場合は除く。）

イ 志願者及び保護者の住所と、志願者の在籍する小学校若しくは義務教育学校の所在地が異なる地域（住所が市内で在籍する小学校若しくは義務教育学校の所在地が市外又は住所が市外で在籍する小学校若しくは義務教育学校の所在地が市内）にある公立小学校若しくは公立義務教育学校の在籍者

(4) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者の手続

前記(3)に該当する者は、「学区確認申請書（第5号様式）」に、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記(3)アに該当する者

(ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類又はその写し

a 家屋の登記簿謄本または、登記事項証明書

b 建築確認済証、建築確認申請台帳記載証明書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか

c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書

d 家主との契約書（契約予定を含む。）

e その他、転居の事実を証明できるもの

(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の「念書（第9号様式）」

(ウ) 前記(7)の書類の所有名義人又は賃借名義人が志願者の保護者でない場合は、いずれかの名義人による「同居同意書（第10号様式）」

イ 前記(3)イに該当する者

志願者本人及び保護者の住民票の写し等

(5) 承認申請期間、受付時間及び提出先

承認申請期間	受付時間	提出先
令和元年 12月 2日（月）から 12月 13日（金）まで (土曜日、日曜日を除く。)	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで	横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部高校教育課 (関内駅前第一ビル5階) 横浜市中区真砂町2-12 TEL 045-671-3743

*なお、教育長は必要があると認める場合、承認申請期間以降であっても、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、令和2年1月9日（木）の午前中までは、承認申請を受け付ける。

(6) 承認書・通知書の交付

教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、「入学志願資格承認書及び学区確認結果通知書（第4号様式）」又は「学区確認結果通知書（第6号様式）」を交付する。

4 入学手続等

(1) 入学許可

入学の許可是、合格者に附属中学校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 入学許可の取消し

附属中学校長は、志願又は入学者決定のための適性検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学手続

合格者は、令和2年2月10日（月）午前10時から午後5時まで及び2月11日（火・祝）午前9時から午後3時までに、別に定める誓約書を附属中学校長に提出しなければならない。

(4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し

附属中学校長は、前記(3)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(5) 入学辞退の手続

合格者が合格発表後に入学を辞退する場合は、「入学辞退届（第11号様式）」を、速やかに附属中学校長へ提出しなければならない。

(6) 線上げ合格者の入学手続

線上げ合格者は合格通知書受領後、速やかに前記(3)に定める入学手続を行う。

5 その他

(1) 志願取消の手続

志願者が合格発表前に志願を取り消す場合は、「志願取消届（第12号様式）」を速やかに附属中学校長に提出しなければならない。

(2) 志願状況等の問合せ対応

附属中学校長は、この要項において定める場合のほか、志願者数、合格者名等の入学者の募集及び決定に関する問合せには一切応じないものとする。

(3) その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

令和2年度 入学願書
(横浜市立南高等学校附属中学校)

横浜市立南高等学校附属中学校長

貴校に入学を志願します。

令和2年1月 日

氏名	性別
平成 年 月 日	

現住所(転居予定の場合、転居先住所を合わせて記入すること)
〒

志願者 横浜市立学校の通学区域規則上の区分(該当区分を○で囲むこと)

学区内・学区外

連絡先 電話番号	(土・日・祝日も含めて必ず連絡が取れる番号を記入すること。複数記入可)	検査会場	集合時間	受検票 筆記用具
在籍学校名	立	学校	令和2年2月3日(月) 8時35分	
氏名	現住所(志願者と保護者の現住所が同じ場合は、「志願者に同じ」と記入すること)	持ち物		

<記入上の注意>

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 貼付する写真是、入学願書と受検票に同じものを使用すること。
写真裏面に志願者の氏名と在籍学校名を記入し、全面にのり付けをすること。
- 3 性別の欄は、男女いずれかの字句を記入すること。
- 4 指定の納付書で入学選考手数料を納付し、収入済證明書を願書の裏面貼付欄にしっかりとのり付けをすること。

受検番号	※
------	---

令和2年度 受検票
(横浜市立南高等学校附属中学校)

写真

正面上半身脱帽
縦4cm・横3cm
提出前3ヵ月以内に
撮影したもの
自撮・がいぞれも可

受検番号	※
志願者 氏名	フリガナ
連絡先 電話番号	
在籍学校名	立
氏名	現住所(志願者と保護者の現住所が同じ場合は、「志願者に同じ」と記入すること)
保護者	
連絡先 電話番号	(土・日・祝日も含めて必ず連絡が取れる番号を記入すること。複数記入可)
在籍学校名	学校
氏名	持ち物
保護者	

(入學選考手數料收入清証明書貼付欄)

受検番号	※
------	---

調査書

志願先	横浜市立南高等学校附属中学校
-----	----------------

(注)

- ① 「各教科の学習の記録」の「第5学年」の欄へは、「児童指導要録」の各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ② 「各教科の学習の記録」の「第6学年」の欄へは、第6学年の4月から12月までを対象とした評価を行い、各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ③ 現在籍校への入学等の欄は、現在籍校に入学または転編入学した年月等を記入する。
入学・転入学・編入学のいずれかの□に✓印を記入し、転入学・編入学については、その学年を記入する。
- ④ 誤記訂正の場合は、誤記載箇所に二重線を引き「記載者氏名」横に押印した印と同じ印を用いて押印する。
- ⑤ ※の欄には記入しない。

学籍の記録	フリガナ				性別
	児童氏名				
	生年月日	平成	年	月	日
	現住所				
	現在籍校への入学等	□ 入学 平成・令和 年 月	□ 第 学年 転入学 □ 第 学年 編入学		
	卒業	令和 年 月	卒業(修了)見込		

各教科の学習の記録									
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育
第5学年									
第6学年									

記載者氏名

㊞

上記記載事項に相違ありません。

また、当該児童が他の公立の中等教育学校または併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。

令和 年 月 日
学校住所 〒

学校名

電話番号

校長氏名

印

入学志願資格承認及び学区確認申請書

(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

次の事情により、横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、入学志願資格承認申請及び学区確認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所(転居予定先)等

志願者	氏名	現住所
	生年月日 平成 年 月 日	転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
父	氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
母	氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
		現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)

2 在籍学校名 立 学校

3 申請に関する事由(具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

[学校長の副申欄]

本校在籍の志願者 _____ の横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。(特別な事情がある場合には以下に具体的に記入してください。欄が足りない場合は別紙添付可。)

(記入欄)

令和 年 月 日

学校名
校長氏名
所在地
電話番号

印

※ 提示又は 添付書類	1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等	2 念書(第9号様式)
	3 同居同意書(第10号様式)	4 その他()

(注1) この申請書は、横浜市立南高等学校附属中学校へ志願しようとする者で、かつ教育長の承認(入学志願資格及び学区確認)を必要とする者が提出すること。

(注2) ※印の欄には記入しない。

入学志願資格承認書及び学区確認結果通知書
(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校の志願資格について承認します。
なお、横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、学区内・学区外の扱いとすることを併せて通知します。

(注)この承認書及び通知書を、入学願書を郵送する際に同封すること。

学区確認申請書
(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 _____
保護者氏名 _____

次の事情により、横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、学区確認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所(転居予定先)等

志願者	氏名	現住所
	生年月日 平成 年 月 日	転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
保護者	父 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
	母 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)
	現住所	
	転居予定住所(予定期日 令和 年 月 日)	

2 在籍学校名 立 学校 _____

3 申請に関する事由(具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

[]

[学校長の副申欄]

本校在籍の志願者 _____ の横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。

また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。

令和 年 月 日

学校名
校長氏名
所在地
電話番号

印

※ 提示又は 添付書類	1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等	2 念書(第9号様式)
	3 同居同意書(第10号様式)	4 その他()

(注1) この申請書は、横浜市立南高等学校附属中学校へ志願しようとする者で、かつ教育長の承認(学区確認のみ)を必要とする者が提出すること。

(注2) ※印の欄には記入しない。

学区確認結果通知書
(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

令和2年度横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、学区内・学区外の扱いとすることを通知します。

(注)この通知書を、入学願書を郵送する際に同封すること。

海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書
 (横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名保護者氏名住所

横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の1 (4) 力に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 帰国（入国）後の状況（具体的に記入してください。）

帰国（入国）年月日	年 月 日	帰国（入国）前の国名	
帰国（入国）後の編入学校名			
帰国（入国）後の編入学年			

2 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書きで記入してください。）

3 申請理由（具体的に記入してください。）

4 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。
 (申請内容について追加することがあれば記入してください。)

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

受検方法等申請書

(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の1 (4) キに規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書で記入してください。）

2 申請理由（具体的に記入してください。）

車椅子使用の有無（該当する方に○印をつけてください。）

有 無

3 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

（申請内容について追加することがあれば記入してください。）

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

念 嘗

(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

令和 年 月 日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、横浜市立南高等学校附属中学校への入学を辞退します。

転居先住所 _____

同 居 同 意 書

(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

私、 _____ は、令和 年 月 日より、志願者 _____ 及び
その保護者 _____ と同居することに同意しています。

住所 _____

氏名 _____

第 11 号様式

入 学 辞 退 届
(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市立南高等学校附属中学校長

受検番号 _____ 番

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

入学を辞退します。

第 12 号様式

志 願 取 消 届
(横浜市立南高等学校附属中学校)

令和 年 月 日

横浜市立南高等学校附属中学校長

受検番号 _____ 番

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

志願を取り消します。

横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 高校教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3743

FAX 045-640-1866



横浜市教育委員会 教育長 鯉渕 信也様

教科書採択に、各学校・教員の意見が反映されるよう改善を求める請願

横浜市立小・中学校の教科書採択について、私たちは 19626 筆の賛同者署名を添えて、横浜市教育委員会に対し、以下を請願します。

〈請願理由〉

横浜市立小・中学校の教科書は、幾つかの出版社が出している本の中から、教育委員会が選んで決めています。各学校・教員の意見は反映されていません。

教科書を教員が選ぶのは、世界では当たり前です。教員が教科書を選べないのは、先進国では日本だけです。

どの教科書が子どもたちに最も適しているか判断出来るのは、学校や子どもたちの実態をよく知っている教員です。このため県内のほとんどの教育委員会は、全学校の教員の意見を聞いたうえで教科書を選んでいます。

横浜市の小・中学校教科書採択では、各学校・教員の意見をくみ上げていないため、とんでもない事態が起きています。

2009 年には、他社の年表を盗作し、多くの誤りが指摘された歴史教科書が採択されました。教員の意見が反映されていれば、こうした事態は防げたはずです。

また、2011 年以降は、特異な内容であると全国的に批判されている教科書が使われています。

横浜の子どもたちが最も適した教科書で学ぶために、教科ごとの専門的な知識や体験を持つ各学校・教員の意見が教科書採択に反映されるよう、有効な手立てを講じてください。

〈請願項目〉

1、小中学校の教科書採択に、各学校・教員の意見が反映されるよう
改善してください。

※この請願については、全国状況・市内統計資料・体験事例などに基づく口頭意見陳述の実施を求めます。

以上

2019 年 4 月 18 日

提出代表者 土志田栄子

連絡先 横浜教科書採択連絡会
住所 231-0015 横浜市中区尾上町 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

横浜市教育長 鯉渕 信也様

最も適した教科書で子どもたちが学ぶための署名

横浜市立小・中学校の教科書は、幾つかの出版社が出している本の中から、教育委員会が選んで決めています。各学校・教員の意見は反映されていません。

教科書を教員が選ぶのは、世界では当たり前です。教員が教科書を選べないのは、先進国では日本だけです。(裏面に資料)

どの教科書が子どもたちに最も適しているか判断出来るのは、学校や子どもたちの実態をよく知っている教員です。このため県内のほとんどの教育委員会は、全学校の教員の意見を聞いたうえで教科書を選んでいます。

横浜市の小・中学校教科書採択では、各学校・教員の意見をくみ上げていないため、とんでもない事態が起きています。

2009年には、他社の年表を盗作し、多くの誤りが指摘された歴史教科書が採択されました。教員の意見が反映されなければ、こうした事態は防げたはずです。また、2011年以降は、特異な内容であると全国的に批判されている教科書が使われています。

横浜の子どもたちが最も適した教科書で学ぶために、教科ごとの専門的な知識や体験を持つ各学校・教員の意見が教科書採択に反映されるよう、有効な手立てを講じてください。

〈要請項目〉

1. 小・中学校の教科書採択に、各学校・教員の意見が反映されるように改善してください。

氏名	住所

〈署名集約〉第1次集約2019年1月31日・第2次集約2019年3月15日

〈呼びかけ団体〉 横浜教科書採択連絡会
〒231-0015 横浜市中区尾上町

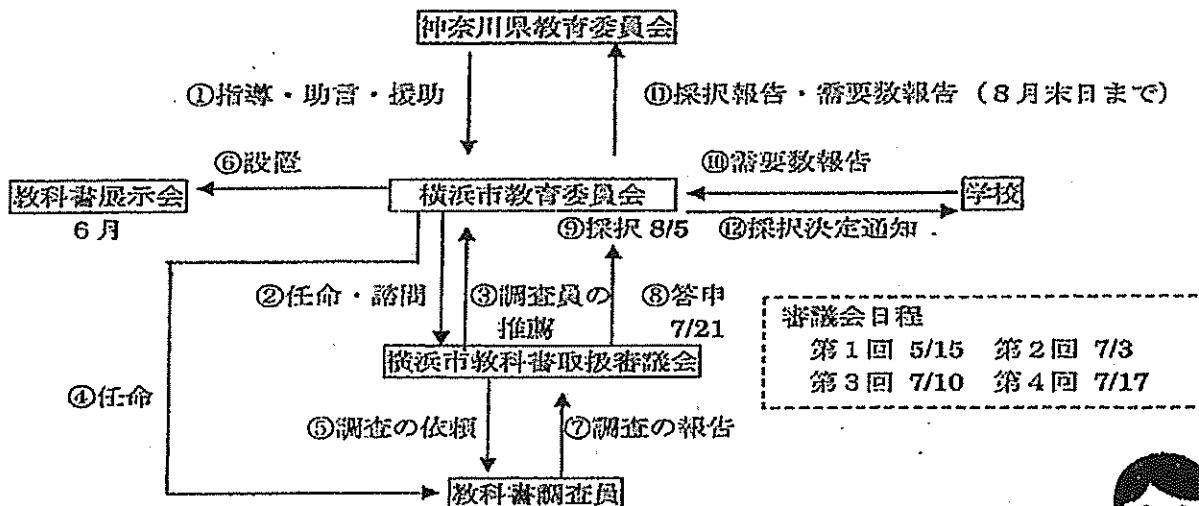
取り扱い団体

●教科書採択に関する学校・教員の参加について

1. 横浜の教科書採択の流れ図では、学校・教員の位置づけはどうなっているのですか？

2015年中学校の例ですが、下図のように「⑩需要数報告」だけ、つまり注文数報告だけ。

<中学校>



2. 世界標準ではどうでしょうか？



① ILO・ユネスコの『教員の地位に関する勧告』

(1966年ユネスコ特別政府間会議採択)…日本政府も批准

「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。」

教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」

●下村文部科学大臣(当時)が2015年4月22日衆議院文部科学委員会で答弁

「66年のILO・ユネスコの『教員の地位に関する勧告』はこれを尊重する。」

② 教科書採択への世界の教員・学校の関わり方についての文科省調査でも

●初等中等教育段階で教育行政機関だけに採択権限があるのは、中国と日本だけでイギリス・フランス・アメリカ・ドイツは教師、フィンランドは学校と教師、韓国は学校である、と同委員会で文科省の調査結果を答えた。

3. 法律の専門家の意見はどうでしょうか？

◆日本弁護士連合会 (2014年12月19日発表)…全国すべての弁護士が登録している法人の意見書『教科書検定基準及び教科用図書検定審査要綱の改正

並びに教科書採択に対する意見書』

「教科書採択においては、子どもの学習権の保障のために、教師および学校の意思を十分に尊重することを求める。」

—全文は、以下のアドレスからご覧ください—

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/141219.html>

教委第6号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月24日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和2年4月に実施する市場小学校けやき分校の設置、野庭中学校と丸山台中学校の統合、上菅田笹の丘小学校への統合、箕輪小学校の設置及びすすき野小学校の廃止に伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表市場中学校の部を次のように改める。

市 場 中 学 校	平安小学校区域 鶴見区 市場上町、市場下町1番から7番17号まで、8番から10番まで、11番3号から11番36号まで、市場西中町、市場東中町、尻手一丁目、尻手二丁目、元宮一丁目、元宮二丁目	市 場 小 学 校	鶴見区 市場上町、市場下町1番から7番17号まで、8番から10番まで、11番3号から11番36号まで、市場西中町、市場東中町、尻手一丁目、尻手二丁目、元宮一丁目、元宮二丁目（これらの区域の4年生以下の児童に限る。）
	市 場 け や き 分 校	鶴見区 市場上町、市場下町1番から7番17号まで、8番から10番まで、11番3号から11番36号まで、市場西中町、市場東中町、尻手一丁目、尻手二丁目、元宮一丁目、元宮二丁目（これらの区域の5年生以上の児童に限る。）	
	平 安 小 学 校	鶴見区 市場富士見町、市場大和町、栄町通3丁目、	

		4丁目、菅沢町、平安町
--	--	-------------

別表の1の表野庭中学校の部を削り、同表丸山台中学校の部を次のように改める。

丸山台中学校	下野庭小学校区域 野庭すずかけ小学校区域 丸山台小学校区域 吉原小学校区域のうち 日野六丁目4番、11番 から14番まで	下野庭小学校 港南区 野庭町32番地の17、33番地から35番地まで、79番地から105番地まで、108番地から217番地の3まで、217番地の14から269番地まで、295番地から321番地まで、335番地、336番地、344番地、363番地から612番地まで、614番地、616番地から618番地まで、637番地の2、637番地の3、675番地から712番地まで、714番地の3から714番地の7まで、714番地の10から717番地まで、752番地から780番地まで、783番地から790番地まで、832番地から855番地の1まで、855番地の3から855番地の5まで、855番地の7から859番地まで、860番地の2から860番地の6まで、860番地の8から860番地の11まで、860番地の17から860番地の25まで、861番地、937番地から953番地まで、1,263番地から1,265番地まで、1,321
--------	---	---

		番地から 1,344 番地まで、 1,494 番地から 1,496 番地まで、 1,526 番地から 1,547 番地まで、 日野六丁目 15 番
野庭す ずかけ 小学校	港南区	野庭町 613 番地、 615 番地、 619 番地から 637 番地の 1 まで、 637 番地の 4 から 648 番地まで、 653 番地から 674 番地まで、 855 番地の 2 、 855 番地の 6 、 860 番地の 1 、 860 番地の 7 、 860 番地の 12 から 860 番地の 15 まで、 862 番地から 864 番地まで、 866 番地の 7 から 866 番地の 12 まで、 903 番地から 905 番地まで、 908 番地、 909 番地、 921 番地、 935 番地、 936 番地、 960 番地、 962 番地、 1,023 番地、 1,075 番地、 1,079 番地、 1,081 番地から 1,101 番地まで、 日野七丁目 34 番、 日野八丁目 30 番 1 号から 30 番 8 号まで、 30 番 28 号から 33 番まで、 日野九丁目 27 番 8 号から 27 番 22 号まで、 39 番から 48 番まで
丸山台 小学校	港南区	上永谷町 4,784 番地から 4,815 番地まで、 4,831 番地から 4,838 番地まで、 上永谷二丁目

			11番1号、野庭町 270 番地から 294番地まで 、322番地から 334番 地まで、713番地、71 4番地の1、714番地 の2、714番地の8、 714番地の9、丸山台 一丁目、丸山台二丁目 、丸山台三丁目、丸山 台四丁目
--	--	--	---

別表の1の表上菅田中学校の部を次のように改める。

上菅田 中学校	上菅田笹の丘小学校区 域のうち上菅田町1番 地から 1,537番地まで 、西谷町 653番地の1 から 687番地まで、68 8番地（国道16号以東 ）、691番地から 694 番地まで、695番地（ 国道16号以北）、696 番地から 741番地まで 、742番地（国道16号 以北）、743番地、74 5番地の2、751番地 の3、925番地（国道 16号以北）、926番地 、927番地の2、928 番地（国道16号以北） 、931番地、932番地 の1、934番地から 94 0番地まで、946番地 の2、946番地の3、 947番地から 955番地 まで、956番地（国道 16号以北）、958番地 から 1,010番地まで、 1,012番地から 1,054 番地まで、1,057番地 の1、1,083番地（国	上菅田 笹の丘 小学校	保土ヶ谷区 新井町1番地から 113 番地まで、665番地か ら終りまで、上菅田町 1番地から 1,537番地 まで、西谷町 653番地 の1から 687番地まで 、688番地（国道16号 以東）、691番地から 694番地まで、695番 地（国道16号以北）、 696番地から 741番地 まで、742番地（国道 16号以北）、743番地 、745番地の2、751 番地の3、925番地（ 国道16号以北）、926 番地、927番地の2、 928番地（国道16号以 北）、931番地、932 番地の1、934番地か ら 940番地まで、946 番地の2、946番地の 3、947番地から 955 番地まで、956番地（ 国道16号以北）、958 番地から 1,054番地ま で、1,057番地の1、
------------	---	-------------------	---

	道 16 号以北) 、 1,084 番地 (国道 16 号以北) 、 1,085 番地 (国道 16 号以北) 、 1,086 番地 から 1,098 番地まで、 1,175 番地から 1,186 番地まで、 1,252 番地から 1,259 番地の 4 まで、 1,259 番地の 11 から 1,259 番地の 16 まで、 1,260 番地から 1,279 番地の 2 まで、 1,280 番地、 1,281 番地		1,083 番地 (国道 16 号以北) 、 1,084 番地 (国道 16 号以北) 、 1,085 番地 (国道 16 号以北) 、 1,086 番地から 1,098 番地まで、 1,175 番地から 1,188 番地まで、 1,189 番地 (国道 16 号以北) 、 1,191 番地、 1,192 番地 (国道 16 号以北) 、 1,231 番地から 1,236 番地まで、 1,244 番地から 1,259 番地の 4 まで、 1,259 番地の 11 から 1,259 番地の 16 まで、 1,260 番地から 1,279 番地の 2 まで、 1,280 番地、 1,281 番地 旭区 川島町 2,846 番地から 3,105 番地まで、 白根二丁目 1 番、 2 番、 3 番 17 号から 3 番 19 号まで、 45 番 30 号
--	---	--	--

別表の 1 の表新井中学校の部左欄中「上菅田小学校区域」を「上菅田笹の丘小学校区域」に改め、同表日吉台中学校の部を次のように改める。

日吉台 中学校	日吉台小学校区域	北綱島 小学校	港北区
	日吉南小学校区域 箕輪小学校区域 矢上小学校区域 北綱島小学校区域のうち 綱島台 1 番 29 号、 1 番 30 号、 13 番、 14 番 15 号 から 27 番まで、 綱島西四丁目 8 番から 19 番まで、 綱島西五丁目、 綱島西六丁目 1 番から 6 番まで、 9 番から 17 番まで、 日吉本町四丁目 15 番から 28 番まで		
		日吉台	港北区

	6番まで、9番から17番まで、日吉本町四丁目15番から28番まで 綱島東小学校区域のうち日吉六丁目14番	小学校	日吉一丁目1番から6番10号まで、6番15号から25番まで、日吉二丁目、日吉三丁目1番から3番まで、日吉四丁目2番、3番、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目1番から13番まで、31番、32番、34番から42番まで、日吉本町三丁目1番から19番まで、26番、箕輪町一丁目1番から29番まで、箕輪町二丁目2番、箕輪町三丁目1番から13番まで、17番
	日吉南小学校		港北区 綱島西六丁目7番、8番、18番から21番まで、綱島東四丁目1番、2番、日吉本町三丁目20番から25番まで、28番から32番まで、34番から39番まで、日吉本町四丁目1番から14番まで、箕輪町二丁目3番、4番、箕輪町三丁目14番から16番まで、18番から27番まで
	箕輪小学校		港北区 綱島東四丁目3番から12番まで、日吉五丁目1番から4番まで、日吉七丁目1番から7番まで、箕輪町一丁目30番から33番まで、箕輪町二丁目1番、5番から20番まで
	矢上		港北区

		小学校	日吉三丁目4番から23番まで、日吉四丁目1番、4番から21番まで、日吉五丁目5番から32番まで、日吉六丁目1番から13番まで、日吉七丁目8番から22番まで
--	--	-----	---

別表の1の表樽町中学校の部左欄及び綱島東小学校の項中「、綱島東四丁目3番から12番まで」を削り、同表すすき野中学校の部を次のように改める。

すすき 野中學 校	嶺山小学校区域 黒須田小学校区域 荏子田小学校区域のうち 荏子田三丁目1番地 から3番地まで、6番 地から8番地の6まで 、10番地から12番地ま で	嶺山 小学校	青葉区 美しが丘西三丁目12番 地から42番地まで、44 番地、55番地、56番地 、60番地、荏子田二丁 目36番地、鉄町2,202 番地から2,204番地ま で、すすき野一丁目、 すすき野二丁目、すす き野三丁目、もみの木 台
	黒須田 小学校	青葉区 大場町210番地から21 4番地の4まで、214 番地の9から215番地 まで、216番地の21、 217番地から231番地 の30まで、231番地の 32、231番地の38から 231番地の61まで、23 1番地の63から234番 地まで、235番地の3 から239番地まで、24 2番地の1から242番 地の13まで、242番地 の21から242番地の終 りまで、250番地から 260番地まで、285番	

		地から 350 番地の 2 まで、 350 番地の 5 から 384 番地の 19 まで、 384 番地の 27 から 398 番地まで、 400 番地から 696 番地まで、 698 番地から 837 番地まで、 845 番地から 873 番地まで、 883 番地から 887 番地まで、 906 番地から 911 番地まで、 1,035 番地、 1,036 番地、 1,041 番地、 1,062 番地から終りまで、 黒須田
--	--	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

1 提案理由

令和2年4月に実施する市場小学校けやき分校の設置、野庭中学校と丸山台中学校の統合、上菅田笹の丘小学校への統合、箕輪小学校の設置及びすすき野小学校の廃止に伴い通学区域を設定するため、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部を改正したいので、教育委員会に議案を提出します。

なお、通学区域の設定については、各地域や保護者、学校の代表者からなる検討部会の意見を踏まえた内容としており、特別調整通学区域の設定については、別途定めます。

2 改正概要

(1) 市場小学校けやき分校の通学区域の設定

鶴見区の市場小学校の児童急増対策による教育環境の改善のため、市場小学校けやき分校が開校することに伴い、通学区域を設定します。

- ・学校位置及び予定通学区域図……………別紙1
- ・意見書……………別紙2

(2) 丸山台中学校の通学区域の設定

港南区の野庭中学校及び丸山台中学校が統合することに伴い、通学区域の設定を行います。

- ・学校位置及び予定通学区域図……………別紙3
- ・意見書……………別紙4

(3) 上菅田笹の丘小学校の通学区域の設定

保土ヶ谷区の上菅田小学校及び笹山小学校が統合し、上菅田笹の丘小学校が開校することに伴い、通学区域の設定を行います。

- ・学校位置及び予定通学区域図……………別紙5
- ・意見書……………別紙6

(4) 箕輪小学校の通学区域の設定

港北区の日吉台小学校及び綱島東小学校の児童急増対策による教育環境の改善のため、新しく箕輪小学校が開校することに伴い、通学区域を設定します。

- ・学校位置及び予定通学区域図……………別紙7
- ・意見書……………別紙8

(5) すすき野小学校の廃止に伴う通学区域の設定

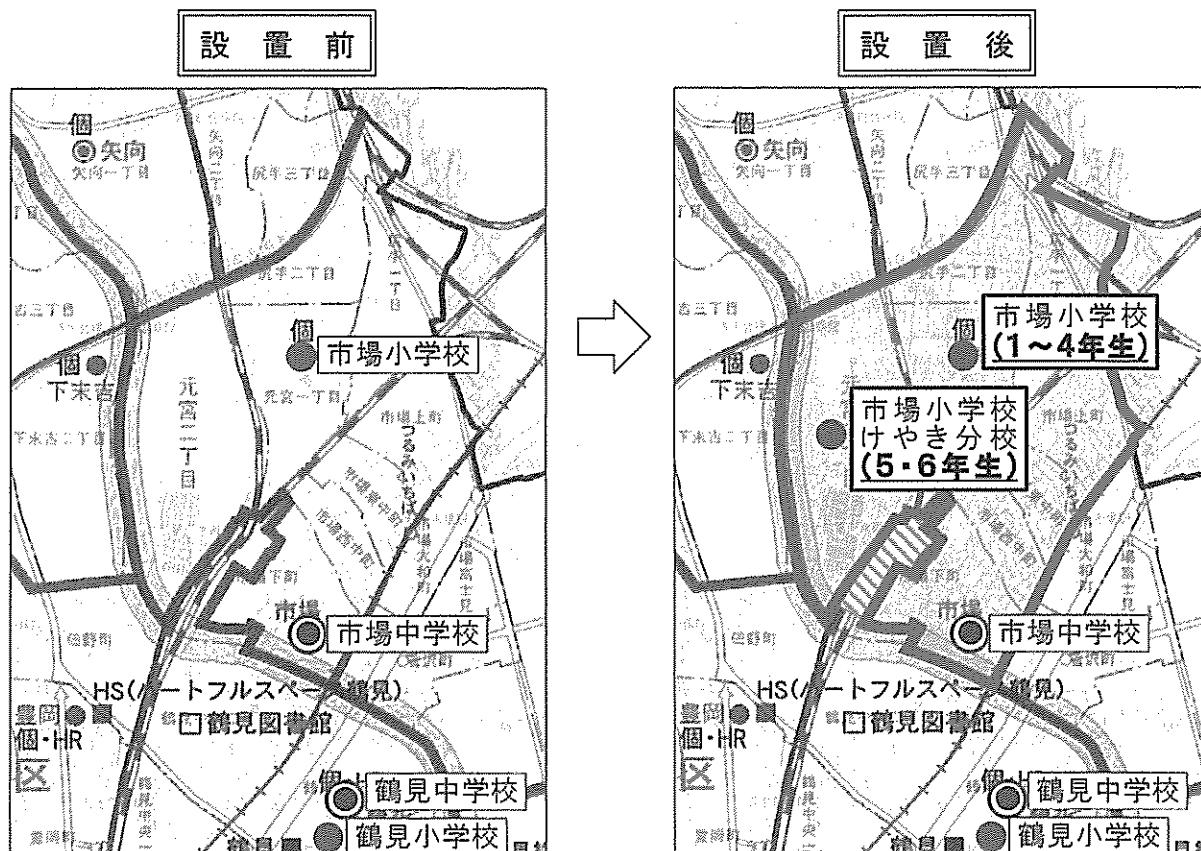
青葉区のすすき野小学校が閉校することに伴い、周辺校への通学区域の変更を行います。

- ・学校位置及び予定通学区域図……………別紙9
- ・意見書……………別紙10

3 規則施行期日

令和2年4月1日（予定）

市場小学校けやき分校 位置及び予定通学区域図



【凡例】

- | | | |
|-------|------------|-------------------------|
| ● 小学校 | —— 小学校通学区域 | □ 市場小学校及び市場小学校けやき分校通学区域 |
| ○ 中学校 | —— 中学校通学区域 | ▨ 特別調整通学区域 |

《特別調整通学区域》

鶴見小学校／鶴見中学校を指定校、市場小学校及び市場小学校けやき分校／市場中学校を受入校として、就学・入学時にいずれかを希望により選択できる特別調整通学区域を設定。

■関係校の一般学級児童数・学級数の推計

学校名		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場小学校	児童数	1,307	1,419	1,513	1,585	1,619	1,580	1,482
	学級数	38	40	42	44	45	44	42
本校舎 (1～4年生)	児童数	—	—	1,101	1,118	1,086	1,002	914
	学級数	—	—	31	31	31	29	27
分校舎 (5・6年生)	児童数	—	—	412	467	533	578	568
	学級数	—	—	11	13	14	15	15

※平成30年度は5月1日時点の実数値。翌年度以降は推計値。

平成 29 年 2 月 22 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

市場小学校第二方面校開校準備部会

市場小学校第二方面校新設に関する意見書

当開校準備部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき、市場小学校第二方面校（仮称、以下同じ）の平成 32 年 4 月の開校に向け、次の事項を調査審議するため、平成 27 年 11 月 13 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、平成 28 年 1 月 28 日に第 1 回部会を開催しました。

以降、7 回にわたり市場小学校第二方面校に關わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

- (1) 市場小学校第二方面校の「通学区域」に関すること。
- (2) 市場小学校第二方面校の「学校名」に関すること。
- (3) 市場小学校第二方面校の「通学安全の確保」に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項。

2 市場小学校第二方面校の整備目的及び位置づけ

市場小学校第二方面校の整備目的は、市場小学校の児童急増対策による教育環境の改善にあります。

市場小学校は、通学区域内において児童数が急速に増加しており、平成 32 年度には児童を受け入れられなくなります。その当面の対応として、下水道事業用地である元宮ポンプ所敷地の一部を占用し、平成 32 年度開校の原則 10 年間の暫定小学校を整備します。

市場小学校第二方面校については、暫定的な学校であることや、市場地区は、市場小学校と密接に連携しながら、地域が一体となって子どもの育成を担うことにより地域力の促進も図ってきた長い歴史があることを踏まえ、通学区域により分離して新設する「通学区域案」と、学年により分離し、市場小学校の分校とする「分校案」について、様々な観点から検討を行った結果、市場小学校の 5・6 年生が通う市場小学校の分校とする案を当開校準備部会の意見とします。

3 関係地域の通学区域

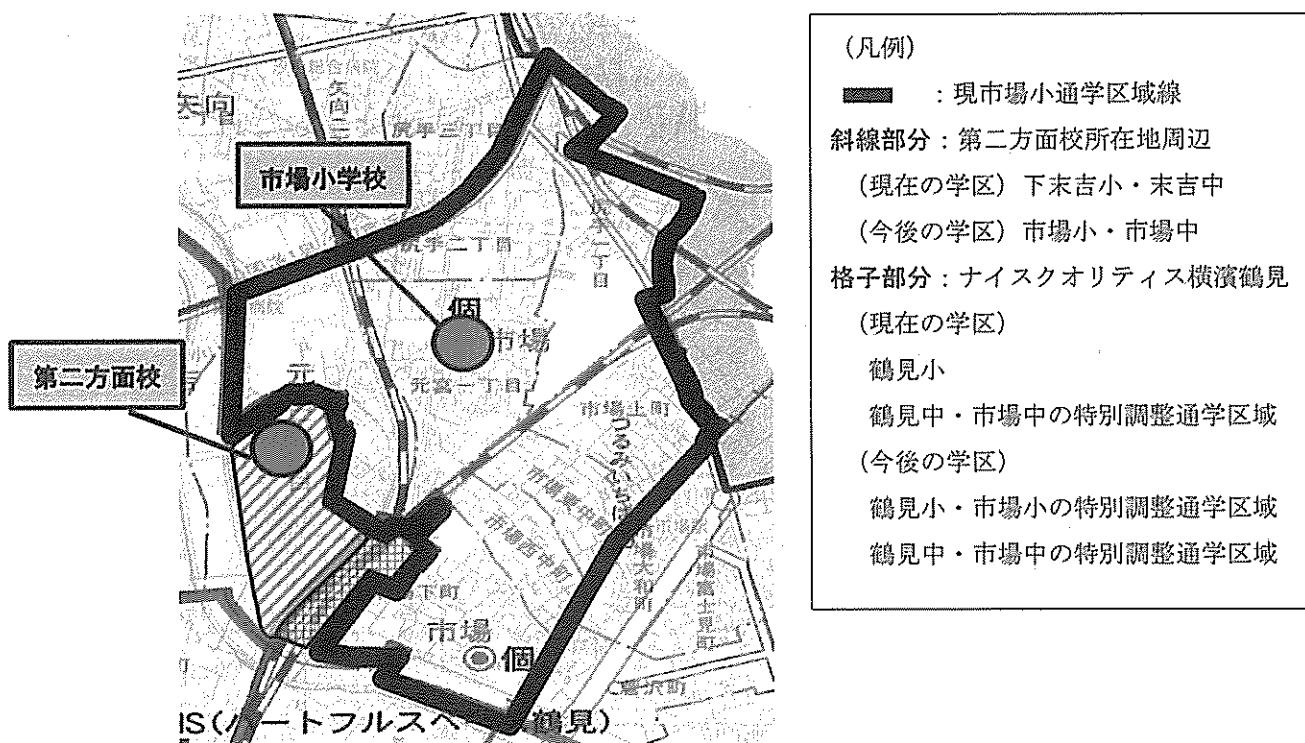
(1) 第二方面校所在地周辺

第二方面校の整備にあわせて、平成32年度より以前に、市場小学校・市場中学校に通学区域の変更を行う案を当開校準備部会の意見とします。

(2) ナイスクオリティス横濱鶴見

市場地区とのつながりを考え、第二方面校の整備にあわせて、平成32年度の新1年生からを対象に、鶴見小学校と市場小学校の特別調整通学区域を設定する案を当開校準備部会の意見とします。

<通学区域案>



4 分校名案

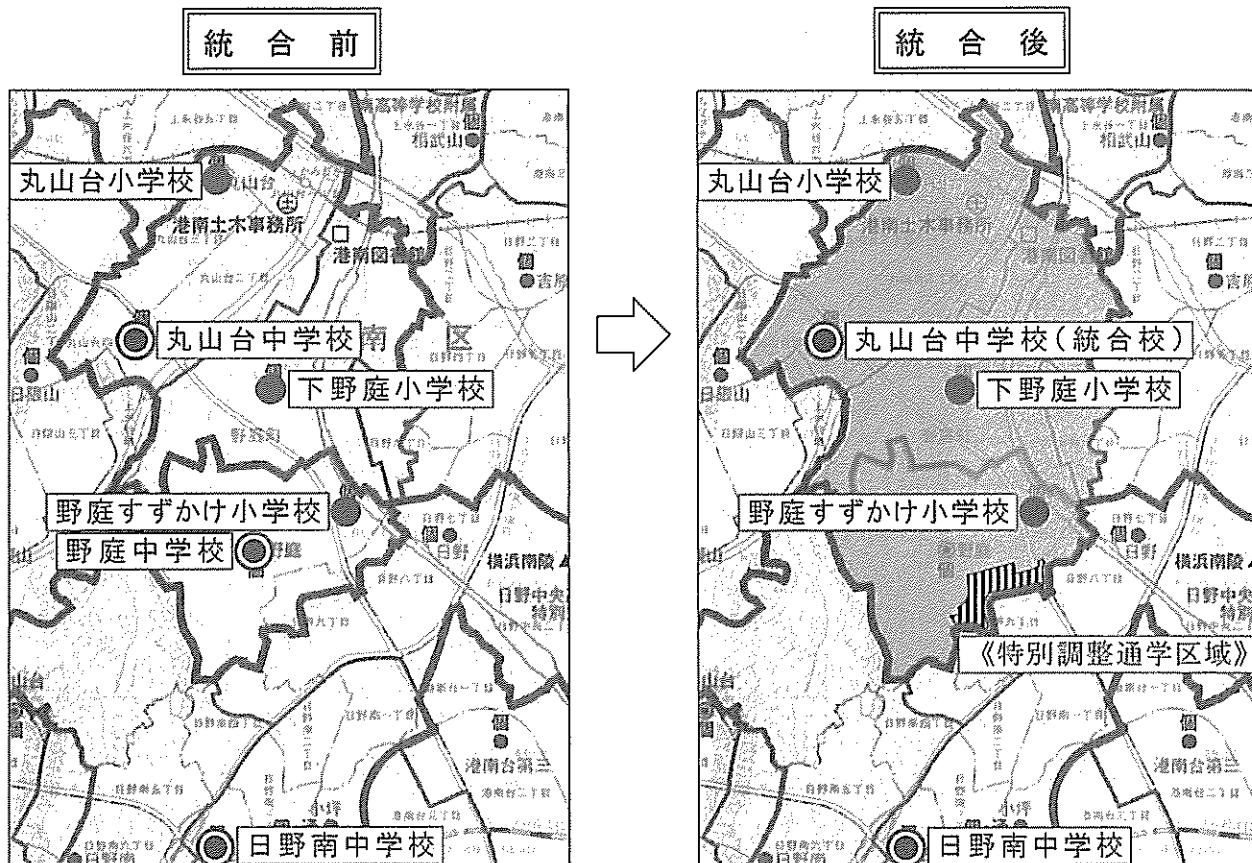
分校名案を市場小学校児童から募集し、その結果を参考に検討した結果、市場小学校第二方面校の分校名案は次のとおりとします。

案 「市場小学校けやき分校」

5 通学安全の確保

通学安全の確保については、第6回開校準備部会で確認した「市場小学校第二方面校開校に伴う通学安全に関する要望書」を別途、市場小学校第二方面校開校準備部会から直接関係機関へ提出します。

丸山台中学校（統合校）位置及び予定通学区域図



【凡例】

- | | | |
|-------|------------|--------------|
| ● 小学校 | —— 小学校通学区域 | ■ 統合校の通学区域 |
| ○ 中学校 | —— 中学校通学区域 | 統合校の特別調整通学区域 |

《特別調整通学区域》

丸山台中学校（統合校）を指定校、隣接する日野南中学校を受入校として、就学・入学時にいずれかを希望により選択できる特別調整通学区域を設定。

■関係校の一般学級生徒数・学級数の推計

学校名		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
野庭中学校	生徒数	164	141	110	110	98	93	85
	学級数	6	5	4	4	3	3	3
丸山台中学校 (統合校)	生徒数	480	477	470	472	457	451	405
	学級数	14	14	14	14	13	13	11
	生徒数	—	—	576	576	546	536	479
	学級数	—	—	16	16	15	15	14

※平成30年度は5月1日時点の実数値。翌年度以降は推計値。

※統合校の生徒数・学級数は、特別調整通学区域を設定し、50%が統合校を選択する場合の推計。

平成 30 年 10 月 31 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「野庭中学校・丸山台中学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月横浜市条例第 55 号）に基づき、「野庭中学校・丸山台中学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成 30 年 3 月 28 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、4 回にわたり「野庭中学校・丸山台中学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

生徒の教育環境の維持・向上を図るため、野庭中学校を閉校し、丸山台中学校と統合することとし、統合校の丸山台中学校は、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「丸山台中学校」が適当と考えます。

イ 統合の時期は、平成 32 年（2020 年）4 月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「丸山台中学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、野庭中学校と丸山台中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の平成 32 年（2020 年）4 月とすることが適当と考えます。

(5) 統合校の特別調整通学区域

日野住宅地自治会と日野町内会に属する区域（※）について、日野南中学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 関係する学校

現 在：野庭中学校（指定校）

設定後：丸山台中学校（指定校）

日野南中学校（受入校）

イ 設定時期及び対象者

統合校開校の平成 32 年（2020 年）4

月とし、平成 32 年（2020 年）4 月以降

に中学校に入学または転入する生徒を対

象とする。



(※) 特別調整通学区域の対象区域

港南区

日野八丁目 30 番 28 号、31 番 34 号から 31 番 45 号まで、日野九丁目 27 番 8 号から 27 番 22 号まで、39 番から 41 番 16 号まで、42 番から 48 番まで

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 両校の生徒には、統合の前後に、今までの経緯と両校の生徒が統合校をスタートさせることを校長から責任をもってしっかりと伝えて、動機付けを行っていくようお願いします。
- (2) 学校統合までの期間においては、両校で「両校の歴史を引き継いだ上で、統合校を開校する」という考え方に基づき、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、統合校への円滑な移行を促進するようお願いします。
- (3) 統合校の特色づくりに基づいた教育環境の確保のため、必要な施設整備について、最大限の努力をお願いします。
- (4) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に生徒が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員をバランスよく配置するよう配慮をお願いします。
- (5) 今回の統合により誕生する新しい「丸山台中学校」には、これまで 2 校が築いた歴史を尊重し、できる限り関係資料等の保存・記録をお願いします。
- (6) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、現在の学校が地域にとって様々な役割を担っていることから、地域の声などを踏まえ、地域防災拠点機能の継続等を含めて検討していただけるようお願いします。
- (7) 統合校開校後 1 年間は、野庭中学校のグラウンド及び体育館について、部活動等で生徒達が利用できるよう配慮をお願いします。

むすびに

野庭中学校・丸山台中学校の地区において、今回の両校の統合を契機に、保護者や地域住民による様々な学習活動への参画など、学校との連携・協力体制をより一層推進していきたいと考えています。

関係校をはじめ、教育委員会事務局、港南区役所など関係部署においては、野庭中学校と丸山台中学校の学校統合に向けて、環境の変わる両校の子どもたちや、閉校する野庭中学校周辺の地域住民に対し、細やかかつ十分な配慮をお願いします。

上菅田笹の丘小学校（統合校）位置及び予定通学区域図

統合前



統合後



【凡例】

- | | | |
|-------|------------|----------------|
| ● 小学校 | —— 小学校通学区域 | ■ 統合校の通学区域 |
| ● 中学校 | —— 中学校通学区域 | ▨ 統合校の特別調整通学区域 |

【特別調整通学区域】

小学校は統合校を指定校、隣接する竹山小を受入校、中学校は上菅田中を指定校、隣接する鳴居中を受入校として、各家庭が自由に選択できる特別調整通学区域を設定。

■関係校の一般学級生徒数・学級数の推計

学校名		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
上菅田小学校	児童数	754	826	853	867	877	857	837
	学級数	23	24	26	26	25	25	25
笹山小学校	児童数	88	80	78	79	73	68	61
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
(統合校)	児童数	—	—	931	946	950	925	898
	学級数	—	—	28	28	29	28	27

※平成30年度は5月1日時点の実数値。翌年度以降は推計値。

平成29年10月25日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「上菅田小学校・笹山小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会「上菅田小学校・笹山小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「上菅田小学校・笹山小学校」の通学区域と学校規模適正化等について検討するため、平成29年2月22日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、5回にわたり「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

児童の教育環境の維持・向上を図るため、「上菅田小学校・笹山小学校」の2校を統合することが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

- ア 統合後に使用する学校施設及び用地は、現在の「上菅田小学校」が適当と考えます。
- イ 統合の時期は、平成32年4月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「上菅田笹の丘小学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域案

統合校の通学区域は次のとおりとします。

保土ヶ谷区	新井町1番地から113番地まで、665番地から終りまで、上菅田町1番地から1, 537番地まで、西谷町653番地の1から687番地まで、688番地(国道16号以東)、691番地から694番地まで、695番地(国道16号以北)、696番地から741番地まで、742番地(国道16号以北)、743番地、745番地の2、751番地の3、925番地(国道16号以北)、926番地、927番地の2、928番地(国道16号以北)、931番地、932番地の1、934番地から940番地まで、946番地の2、946番地の3、947番地から955番地まで、956番地(国道16号以北)、958番地から1, 054番地まで、1, 057番地の1、1, 083番地(国道16号以北)、1, 084番地(国道16号以北)、1, 085番地(国道16号以北)、1, 086番地から1, 098番地まで、1, 175番地から1, 188番地まで、1, 189番地(国道16号以北)、1, 191番地、1, 192番地(国道16号以北)、1, 231番地から1, 236番地まで、1, 244番地から1, 259番地の4まで、1, 259番地の11から1, 259番地の16まで、1, 260番地から1, 279番地の2まで、1, 280番地、1, 281番地
旭区	川島町2, 846番地から3, 105番地まで、白根二丁目1番、2番、3番17号から3番19号まで、45番30号

(5) 統合校の特別調整通学区域案

統合校の特別調整通学区域は次のとおりとします。

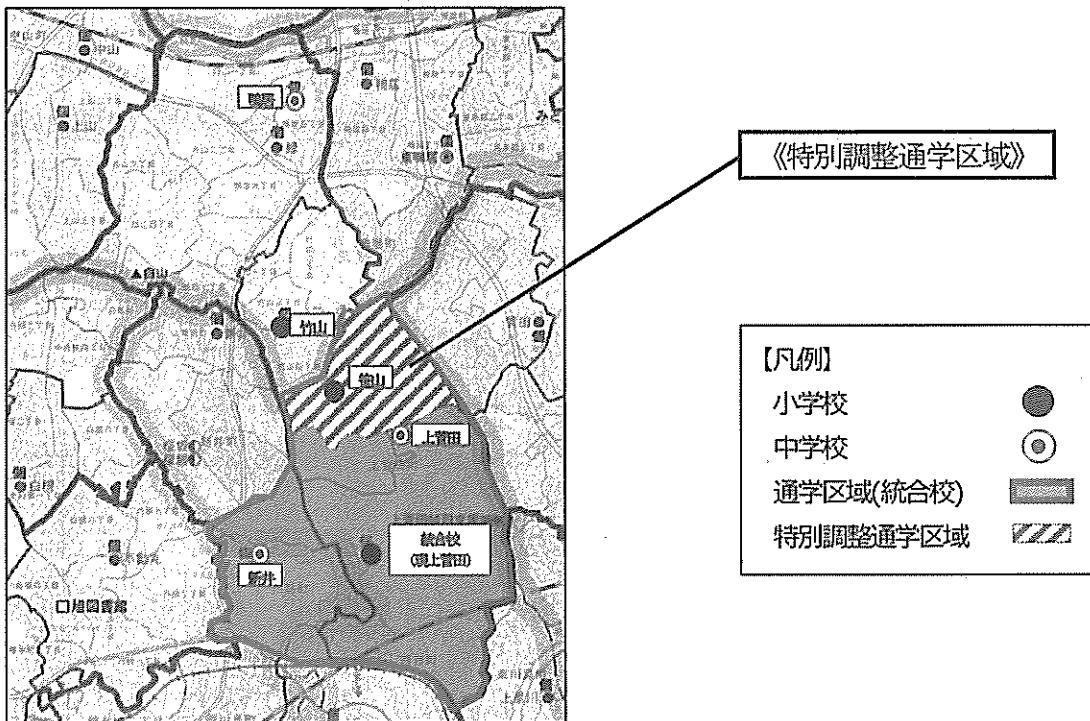
ア 対象区域

保土ヶ谷区上菅田町952番地から953番地まで、957番地から1071番地まで、1084番地から1499番地まで、1501番地から1514番地まで、1516番地から1537番地まで

イ 関係校

【指定校】上菅田笹の丘小学校、上菅田中学校

【受入校】竹山小学校、鴨居中学校



(6) 小学校の通学区域と特別調整通学区域の設定時期及び対象とする児童生徒

小学校の通学区域の設定時期は、統合校開校の平成32年4月とし、統合校の児童は、統合校の円滑な学校運営を図るため、原則として、統合校の通学区域内の小学校1年生から6年までの児童とします。

また、特別調整通学区域の設定時期は平成32年4月とし、平成32年4月以降に小学校及び中学校に入学または転入する児童生徒を対象とします。

(7) 統合校の通学安全の確保

統合校の通学安全の確保については、別途、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

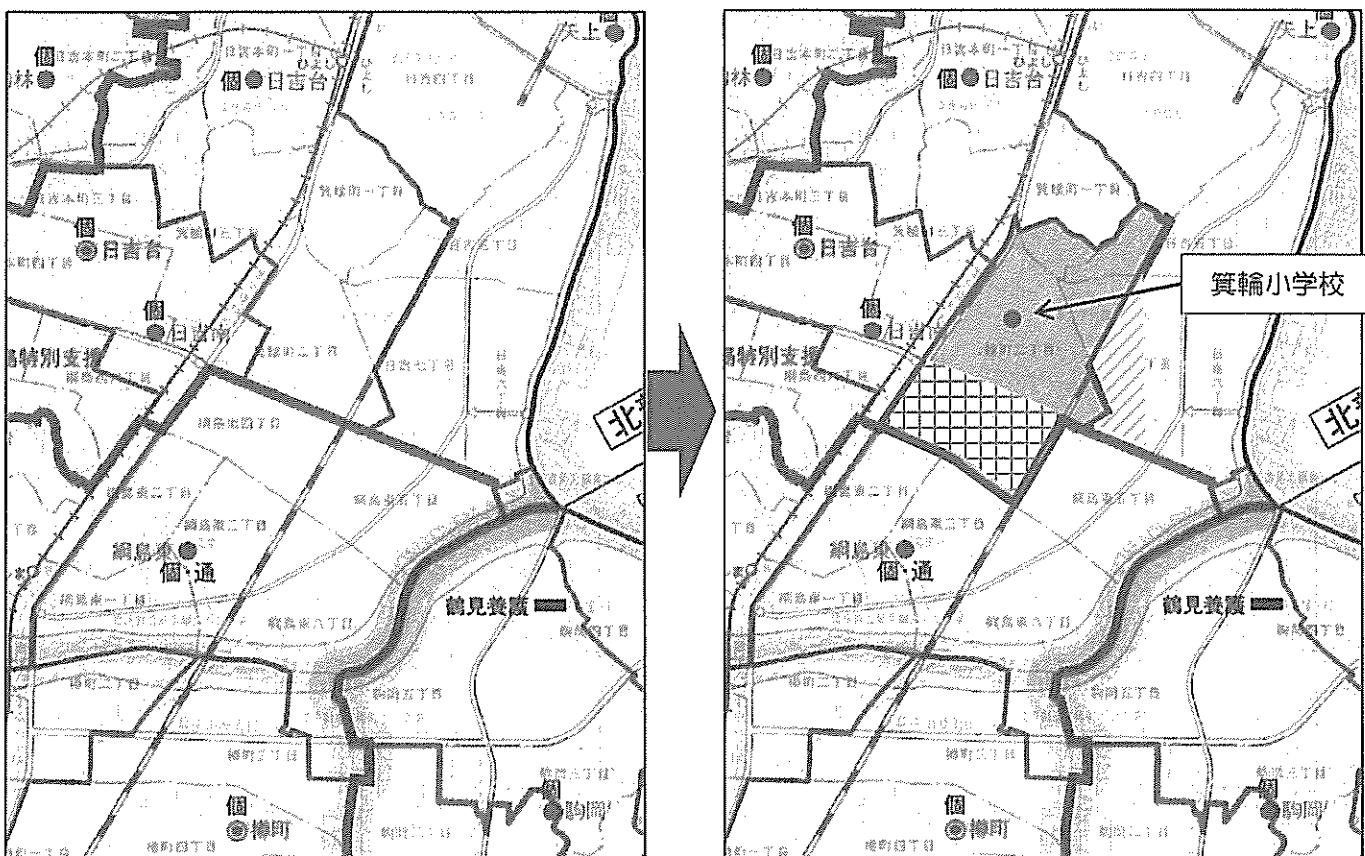
2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めていただき、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行を促進するようお願いします。
- (2) 統合校の教育環境を確保するため、地域の声などを踏まえながら、建替えを見据えた必要な施設整備を行うようお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、統合校の教職員は、できるだけ両校の教職員を配置するよう配慮をお願いします。
- (4) 今回の統合により誕生する「上菅田笹の丘小学校」には、これまで2校が築いてきた歴史や伝統を引き継ぎ、できる限り卒業記念品等を含む関係資料等の保存・記録をお願いします。

箕輪小学校 位置及び予定通学区域図

設置前

設置後



【凡　例】

● 小学校

□ 箕輪小学校通学区域

◎ 中学校

\\\\ 特別調整通学区域(小学校 指定校:矢上小、受入校:箕輪小)

— 小学校通学区域

|||| 特別調整通学区域(中学校 指定校:日吉台中、受入校:樽町中)

— 中学校通学区域

■関係校の一般学級児童数・学級数の推計

学校名		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	保有普通教室
日吉台小学校	児童数	707	763	559	564	611	629	650	25
	学級数	20	23	17	17	19	20	20	
綱島東小学校	児童数	727	806	638	665	709	736	774	22
	学級数	22	24	20	20	21	21	23	
箕輪小学校	児童数	—	—	539	649	784	873	960	31
	学級数	—	—	17	20	24	26	29	

※平成30年度は5月1日時点の実数値。翌年度以降は推計値。

平成 29 年 6 月 28 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

日吉台小学校第二方面校開校準備部会

日吉台小学校第二方面校新設に関する意見書

当開校準備部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例に基づき、日吉台小学校第二方面校（仮称、以下「新設校」という。）の平成 32 年 4 月の開校に向け、次の事項を調査審議するため、平成 28 年 5 月 10 日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、平成 28 年 11 月 7 日に第 1 回部会を開催しました。

以降、4 回にわたり新設校に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

- (1) 新設校の「通学区域」に関すること。
- (2) 新設校の「学校名」に関すること。
- (3) 新設校の「通学安全の確保」に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項。

2 新設校の整備目的及び位置づけ

新設校の整備目的は、日吉台小学校及び綱島東小学校の児童急増対策による教育環境の改善にあります。

よって、この整備目的を最優先に考慮したうえで、両校の通学区域の分割を基本とし、周辺校の状況を考慮に入れて新設校の通学区域を設定しました。

3 新設校の通学区域案

新設校の通学区域案は次のとおりとします。

箕輪町一丁目 30 番から 33 番まで、箕輪町二丁目 1 番、5 番から 20 番まで、綱島東四丁目 3 番から 12 番まで、日吉五丁目 1 番から 4 番まで、日吉七丁目 1 番から 7 番まで

4 新設校に関する特別調整通学区域の設定案について

新設校の特別調整通学区域は次のとおりとします。

指定校：矢上小学校、受入校：新設校

日吉七丁目 8 番から 10 番まで、17 番から 21 番まで

5 小学校通学区域の設定時期及び対象とする児童

小学校通学区域の設定時期は、新設校開校の平成32年4月とし、新設校の児童は、新設校の円滑な学校運営を図るため、原則として、新設校の通学区域内の小学校1年生から6年生までの児童とします。

また、特別調整通学区域の設定時期も平成32年4月とし、平成32年4月以降に入学する児童を対象とします。

6 中学校の通学区域変更案及び特別調整通学区域の設定案について

新設校の開校に伴い、中学校の通学区域を次のとおり変更し、特別調整通学区域を設定します。

(1) 対象区域

綱島東四丁目3番から12番

(2) 変更内容

指定校を樽町中学校から日吉台中学校に変更し、樽町中学校を受入校とする特別調整通学区域を設定します。

(3) 変更時期

平成32年4月1日

(4) 対象とする生徒

平成32年4月以降に入学する生徒

7 学校名案

学校名案を公募し、公募の結果を参考に検討した結果、新設校の学校名は次のとおりとします。

案 「^{みのわ}箕輪 小学校」

8 通学安全の確保

通学安全の確保については、第4回開校準備部会で確認した「日吉台小学校第二方面校開校に伴う通学安全に関する要望書」を別途、日吉台小学校第二方面校開校準備部会から直接関係機関へ提出します。

9 通学区域図

別紙のとおり

通学区域図

新設校予定地

特別調整通学区域
(小学校)

特別調整通学区域
(中学校)

■ 小学校通学区域

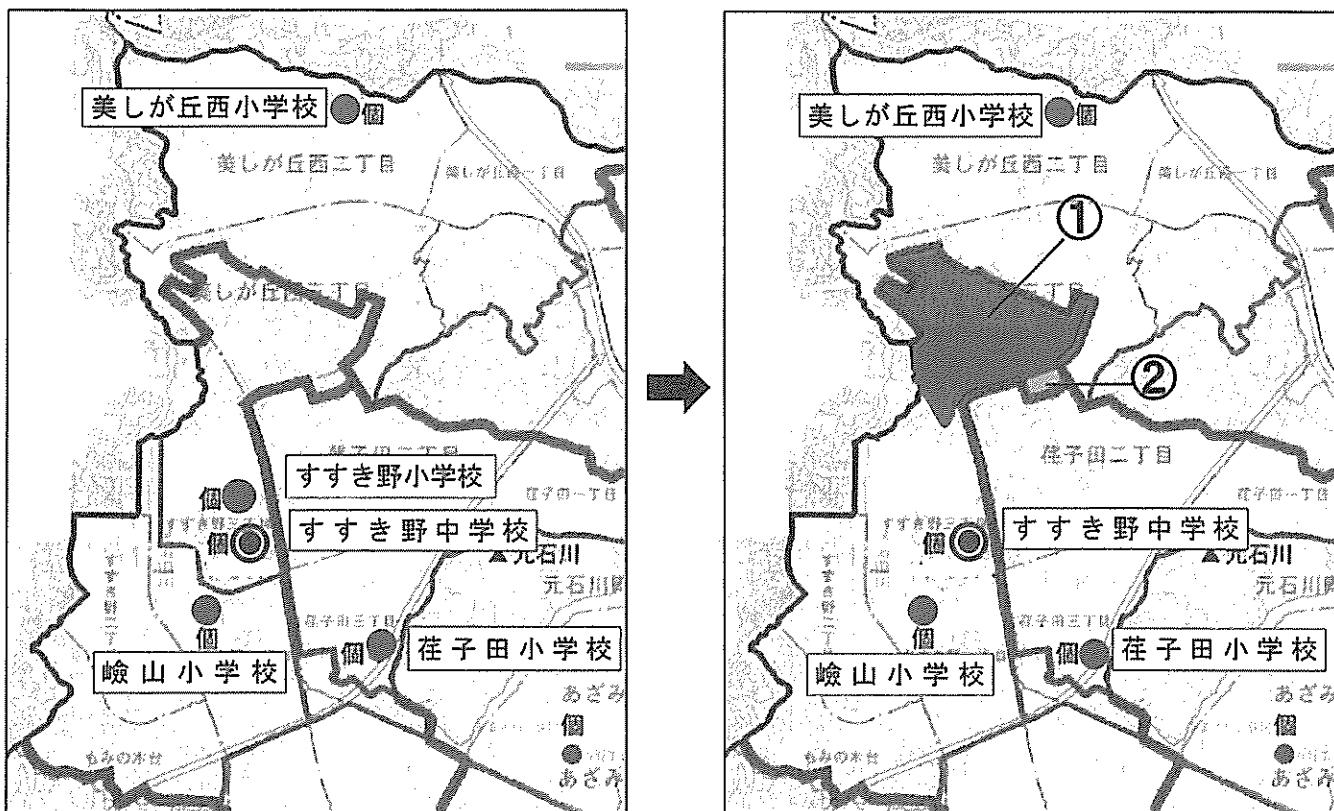
■ 中学校通学区域

すすき野小学校廃止後の予定通学区域図

別紙9

廃止前

廃止後



【凡例】

- 小学校
- 中学校
- 小学校通学区域
- 中学校通学区域

【特別調整通学区域】

- | | | |
|-----|---|--------------|
| 区域① | ■ | 指定校：嶺山小学校 |
| | | 受入校：美しが丘西小学校 |
| 区域② | ■ | 指定校：嶺山小学校 |
| | | 受入校：菅子田小学校 |

■関係校の一般学級児童数及び学級数の推計

学校名		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
すすき野小学校	児童数	146	135	125	110	101	91	86
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
すすき野小学校 (廃止後) ※	児童数	146	135					
	学級数	6	6					
嶺山小学校 ※	児童数	296	286	372	337	325	311	306
	学級数	12	11	12	12	12	12	12
美しが丘西小学校 ※	児童数	765	710	644	602	547	449	407
	学級数	22	21	20	20	18	15	13
菅子田小学校 ※	児童数	395	375	372	355	349	331	308
	学級数	13	12	12	12	12	12	12

※平成30年度は5月1日時点の実数値。翌年度以降は推計値。

※令和2年度以降の児童数・学級数は、特別調整通学区域を設定し、指定校と受入校を50%ずつ選択し、すすき野小学校の令和元年度在校生も同様に選択する場合の推計。

平成30年10月31日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「嶮山小学校・すすき野小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、平成29年6月28日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。

その後、学校運営協議会での議論及び検討部会での諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化

児童の教育環境の維持・向上を図るため、すすき野小学校を閉校することが望ましいと考えます。

(2) 閉校の実施方法

ア すすき野小学校は、平成32年3月31日限りで閉校とすることが適当と考えます。

イ 閉校するすすき野小学校は、隣接するすすき野中学校の施設として管理することが適当と考えます。

(3) 閉校後の通学区域案

すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更することが適当と考えます。

また、すすき野小学校の通学区域のうち、すすき野北自治会全域については、美しが丘西小学校、荏子田二丁目に属する地域については、荏子田小学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期及び対象者

通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期については、平成32年4月とします。

対象者については、平成32年4月以降に小学校に入学または転入する児童とします。

イ 特別調整通学区域設定の対象区域

(ア) 特別調整通学区域①

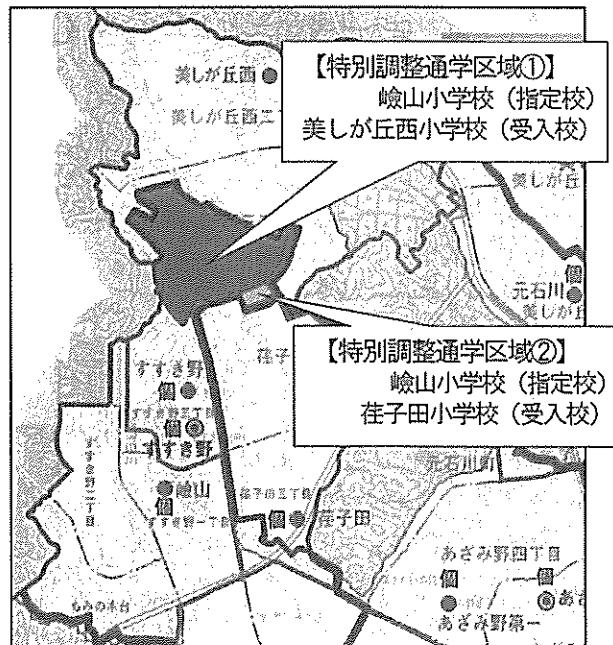
美しが丘西三丁目12番地から42番地まで、44番地、55番地、56番地、60番地、すすき野三丁目5番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】美しが丘西小学校

(イ) 特別調整通学区域②

荏子田二丁目36番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】荏子田小学校



【凡例】

- | | |
|---|--------------|
| ● | 小学校 |
| ○ | 中学校 |
| — | 小学校通学区域 |
| — | 中学校通学区域 |
| ■ | 閉校後の特別調整通学区域 |

(4) 閉校に伴う指定地区外就学許可制度の取り扱い

- ア　閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、平成31年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、美しが丘西小学校や荏子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。
- イ　平成31年度に指定校がすすき野小学校となる未就学児については、平成30年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、嶮山小学校や美しが丘西小学校、荏子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

(5) 通学安全の確保

すすき野小学校の閉校に伴う通学安全の確保については、別途、「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関に対し、通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、すすき野小学校の閉校にあたっての要望

- (1) すすき野地区では、新たなまちづくりを進めていく上で最も有効な資源がすすき野小学校です。地域住民にとって、かけがえのない歴史的・文化的施設でもありますので、将来的な児童急増による学校施設としての活用も見据え、施設の維持管理や活用などへの配慮をお願いします。
- (2) 閉校までの期間においては、すすき野小学校と周辺校（嶮山小学校・美しが丘西小学校・荏子田小学校）での児童の交流を進めていただき、周辺校への円滑な移行を促進するようお願いします。
- (3) 良好的な教育環境を確保するため、必要な施設整備や閉校に伴う支援について、最大限の努力をお願いします。
- (4) すすき野小学校の閉校後に児童が環境変化に順応できるよう、教職員の配置については、配慮をお願いします。
- (5) 閉校するすすき野小学校は、その歴史と伝統を嶮山小学校に引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。